

平成 30 年 10 月 22 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】2019 年対策 解けばわかる！社労士問題集

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2019 年対策 解けばわかる！社労士問題集（平成 30 年 8 月 27 日 初版発行）

ISBN 978-4-86486-589-0

第 1 部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
労働基準法	26	問題 ABC	書面の交付	<u>厚生労働省令で定める方法（書面の交付等）</u>
		問題 E	書面	<u>厚生労働省令で定める方法（書面の交付等）</u>
労働安全衛生法	144	問題 C	1 か月当たり 100 時間	1 か月当たり <u>80 時間</u>
	145	解けばわかる！	【長時間労働に係る面接指導】 〈面接指導〉 ・対象労働者→時間外労働等が月 100 時間超かつ疲労の蓄積が有る	【長時間労働に係る面接指導※】 ※法第 66 条の 8 に規定する面接指導 〈面接指導〉 ・対象労働者→時間外労働等が月 <u>80 時間</u> 超かつ疲労の蓄積が有る
	147	解説 B	「保健師、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保健福祉士」	「保健師、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した <u>歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</u> 」
解けばわかる！		医師、保健師、一定の研修を修了した看護師又は精神保健福祉士	医師、保健師、一定の研修を修了した <u>歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</u>	
雇用保険法	279	解説 E	離職の日の属する月の前 6 か月のうちいずれかの月において 1 か月当たり「100 時間」を超える時間外労働が行われたことにより離職した者は特定受給資格者に該当する。	離職の日の属する月の前 6 か月のうちいずれかの月において 1 か月当たり「 <u>100 時間</u> 」以上、時間外労働及び休日労働が行われたことにより離職した者は特定受給資格者に該当する。

以上